

第59回全国社会人サッカー選手権 福島県大会実施要項

- 1 名称 第59回全国社会人サッカー選手権 福島県大会
- 2 目的 東北予選会に出場する1チームを決定する
- 3 主催 一般財団法人福島県サッカー協会
- 4 協賛 株式会社モルテン
- 5 主管 一般財団法人福島県サッカー協会第一種委員会 福島県社会人サッカー連盟
- 6 日程 2023年5月28日、6月4日、11日、18日、25日(予定)
*参加申込みチーム数によっては上記記載日内で変更になる場合があります。
- 7 会場 福島県内各地のグラウンド(決勝戦：十六沼公園人工芝)
- 8 参加資格
 - ア 2023年度公益財団法人日本サッカー協会(以下「JFA」)及び一般財団法人全国社会人サッカー連盟に登録された、第1種(準加盟を含む)チームであること。
 - イ Jリーグ、JFL、東北社会人リーグ1部加盟チーム、大学・高専・専門学校連盟加盟チームは出場できない
 - ウ 外国籍選手は1チーム3名までエントリーでき、1試合3名まで同時出場できる
 - エ 当該年度JFA発行の選手証を有する者
 - オ 2023年4月25日(火)の申込み締切り時点で、JFAに登録されていないと
はならない(チーム・選手共)
- 9 参加人員
 - ア 参加申し込める選手数は30名以内とする
 - イ 監督が選手を兼ねる場合はこの30名に含まれていなければならない
- 10 参加チーム
2023年4月25日(火)の申込み締切りをもって出場チーム数が決定する
- 11 競技規則
 - ア 試合の競技規則は当該年度JFA制定の競技規則による
 - イ 退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、次の1試合は出場停止となり、それ以降の処置については本大会規律委員会で決定する
 - ウ 大会期間中警告が2回になった選手は次の1試合の出場を停止する
 - エ 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は本大会終了をもって効力を失う。
 - オ 退場を命じられ、その出場停止処分が本大会で消化できない場合は以降直近の大会に持ち越される
 - カ 競技者の数
 - ① 競技者の数：11名
 - ② 交代要員の数：7名以内
 - ③ 交代を行うことができる数：5名以下(競技中の交代3回)
但し、延長戦に入ったときはさらにもう1名(1回)交代できるものとする
 - キ ベンチに入ることができる人員
ベンチに入ることの出来る人数は、選手の交代要員7名、監督・コーチ等の役員の6名、計13名とする。この13名は、試合前に提出されるメンバー用紙に必ず記載されていなければならない
 - ク テクニカルエリア：設置する。戦術的指示はテクニカルエリア内からその都度ただ1人の役員が伝えることができる。テクニカルエリアは全試合設置する。
 - ケ 選手交代の際には、交代ボードを使用する。
 - コ アディショナルタイムを表示する。(交代ボードを使用する)
 - サ チームが試合開始時間に遅れた場合はいかなる理由があろうとも不戦敗扱いとなる。

シ ベンチは、組合せ番号の若いチームが本部席からピッチをみて左側とする
ス JFA により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手は移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることが出来る。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。但し、適用対象となる選手の年齢は第 2 種年代のみとし、同一「クラブ」内の 2 種登録チームから選手を参加させることが出来る。第 1 種・シニアの年代の選手は適用対象外とする。但し、2 種登録選手は 3 名までエントリーを認め、3 名が出場できる。

尚、30名の登録メンバーに記載されていなければならない。

セ 未登録または二重登録の不正選手が出場していた場合、それが判明した時点で当該チームを失格とし、相手チームの勝ちとして試合を打ち切る。既に行われた試合については適用しないが、この場合の当該チームの懲罰については、本大会規律委員会にて決定する。

ソ 各ゲーム予定時刻 60 分前に会場の本部席にてマッチ・コーディネーション・ミーティングを行う。

メンバー用紙（4部）に先発メンバー・交代要員・監督等の役員名を記載し、提出（持参）する。提出のない選手、選手証が確認できない選手は試合に出場できない。選手の資格確認については、この提出された選手証をもとに、会場の運営委員が確認作業を行う。

尚、このミーティングにはユニフォーム 4 組（F P・G K 共正・副）を持参し当該ゲームで着用するユニフォームを決定する。

12 試合方法

ア 本大会は全てノックアウト方式で行う。

イ 試合時間は 70 分（35 分ハーフ）とする。但し、準々決勝・準決勝・決勝戦は 80 分（40 分ハーフ）とする。勝敗が決しない場合は 20 分（10 分ハーフ）の延長戦 1 回を行い、尚決しない場合は P K 方式により次回戦進出チームおよび勝者を決定する。

ウ ハーフタイムのインターバルは 10 分間とする。

エ 延長戦・P K 方式に入る前のインターバルは 5 分間とする。

オ 全試合モルテン社製ボールを使用する。毎試合両チームはモルテン社製ボール 2 個ずつ持ち寄ることとする。（計 4 個体制）

尚、会場や天候により試合球準備個数を増やす事ができるが、必ずマッチコーディネーションミーティングにおいて決定しなくてはならない。

カ ベンチに入る最大 7 名の交代要員は、ゲーム中の選手が着用しているユニフォームの色と重複しない色のビブスを着用する。

キ 飲水タイムは、原則実施いたしません。ただし、気温が 28 度を超えた場合は両チーム・審判員の合意のもと実施します。

13 表彰等に関する規定優勝・準優勝・3位のチームを表彰する。

優勝チームには、優勝カップ及び表彰状を授与し記念品を贈呈する。

尚、この優勝カップは次回大会まで保持せしめる。

準優勝チームには、表彰状を授与し記念品を贈呈する。

3 位チームには、表彰状を授与し記念品を贈呈する。

① 優勝チームは東北大会に出場する。（辞退は認められない）

② 優勝チームは次年度の大会において第 1 シードとして推薦され、準優勝のチームは同じく第 2 シードとして推薦される。また、第 3 位チーム（2 チーム）は、第 3 シードとして推薦される。

尚、シードチームが次年度参加資格を失効した場合や参加しない場合には上記4チーム内で順位が繰り上がるものとする。

14 ユニフォーム

- (1) 本競技会に登録した正・副2組のユニフォーム（シャツ、ショーツ及びソックス）を試合会場に必ず持参し、いずれかを着用しなければならない。
- (2) 正・副の2色については明確に異なる色とし、同色の使用は避ける。
- (3) その試合において着用するユニフォームはマッチ・コーディネーション・ミーティングで決定する。
- (4) 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる
- (5) 広告の表示については、(一財)福島県サッカー協会及び(公財)日本サッカー協会に申請し、承諾を得たものでなければならない。
- (6) ソックスの上にテープまたはその他の材質のものを貼り付けるまたは外部に着用する場合、それは着用するまたは覆う部分のソックスの色と同じものでなければならない
- (7) その他項目については(公財)日本サッカー協会のユニフォーム規程に基づいたユニフォームをしなければならない

15 組合せ

(イ) 代表者会議において決定する

16 参加申込み

ア J F A W E B 登録システム「KICKOFF」にてエントリー手続きを行います。

選手 : 30名以内とする。

(監督が選手を兼ねる場合はこの30名に含まれていなければならない)

役員 : 10名以内とする。

イ 参加申し込みの期限：2023年4月25日（火）23時迄

ウ 参加料の金額 : ¥40,000円/チーム

エ 参加料の支払い方法：下記指定の口座へ振込ください。

<振込先> 東邦銀行 大槻支店 普通:379862

一般財団法人福島県サッカー協会 会長 菅野 貴夫

<振込期限> 2023年4月25日（火）17時迄に完了してください。

※振込人にはチーム名を明記してください。

参加申込期限以降のエントリーの変更は不可となります

17 開会式・閉会式

ア 本大会では開会式は行わない

イ 閉会式は、決勝戦終了後に同会場において決勝戦進出2チーム全員出席の上行う。

尚、時間については決勝戦終了後10分後開始とする

18 代表者会議

ア 代表者会議を行います

2023年5月6日（土）10:30～

会場：とうほうみんなのスタジアム 会議室

参加チームは、必ず1名以上出席ください。

尚、会議欠席のチームは本大会に出場できません

(会議の中で行われる組合せ抽選時に出席していなければ欠席となります)

*会議当日、(一財)福島県サッカー協会が主催・主管する大会に出場する場合は、当該地区1種委員長に委任し欠席することができます。

プライバシーポリシー同意書につきましても、捺印のうえ当日持参して下さい

19 傷害保険

大会会場において疾病・傷害が発生した場合、大会主催者側は応急処置以外、一切の責任を負わない。参加者は健康保険証を持参し、スポーツ傷害保険等に加入ください。

20 大会規律委員会

1. (一財)福島県サッカー協会理事会の決定に基づき、第59回全国社会人サッカー選手権大会に大会規律委員会を設置し、(一財)福島県サッカー協会規律・裁定委員会は、(公財)日本サッカー協会の懲罰規程第3条(以下、“懲罰規程”という)により委任された所管する懲罰権の一部を懲罰規定第25条に基づき当該大会規律委員会へ再委任する。

2. 前項の再委任の範囲は、戒告、譴責及び1試合以下の出場停止処分の懲罰に限るものとする。

21 その他

ア 上記記載事項以外に協議が必要となった場合には、(一財)福島県サッカー協会一種委員会において決定します。

イ 選手証とは、日本サッカー協会WEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。

(顔が認識できなければならない)

ウ 事務局 一般財団法人福島県サッカー協会 一種委員会副委員長 玉川英克

メールアドレス : tamagawahidekatsu@gmail.com

携帯番号 : 090-4556-2277

以上